

発表事項

- 1 令和7事業年度事業の実施状況及び決算
 - (1) 令和7事業年度事業の実施状況
 - (2) 審査支払会計
 - (3) 保健医療情報会計及び医療介護情報化等特別会計
 - (4) 財政調整等特別会計

- 2 令和8事業年度認可事業特別会計予算、事業計画及び資金計画変更

- 3 令和7年度の支払基金の取扱状況
 - (1) 診療報酬等確定状況（令和7年4月～令和8年3月診療分）
 - (2) 審査状況（令和7年5月～令和8年4月審査分）
 - (3) 特別審査委員会の審査状況（令和7年5月～令和8年4月審査分）

- 4 令和8年4月審査分の審査状況

- 5 令和8年5月審査分の特別審査委員会審査状況

令和8事業年度認可事業特別会計予算、事業計画及び資金計画の変更

概要

- 出産に対する新たな給付体系の導入等を内容とする「健康保険法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が、令和8年6月5日に公布された。
- 改正法において、出産に係る給付として、分娩費及び出産時一時金が創設され、分娩費の審査・支払及び出産時一時金の支払については、DX審査支払機構に委託することができるものとされている。
- こうした状況も踏まえ、基金において、必要なシステムの改修を行うため、令和8年度認可事業特別会計特別保健福祉事業勘定に係る予算、事業計画及び資金計画の変更を行うもの。（財源は国庫補助金）

令和8事業年度認可事業特別会計予算、事業計画及び資金計画の変更

事業計画及び資金計画変更 の概要

出産に対する新たな給付体系の導入等に対応するためのシステム改修等を行う。

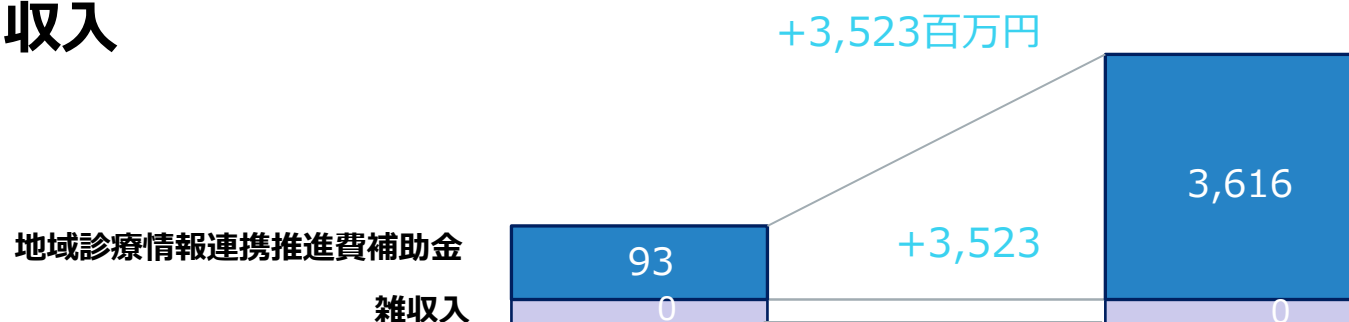
- 改修等経費として総額3,616百万円に変更する。
(改修等に3,520百万円追加、職員諸給与に3百万円追加)
- 事業に要する財源として、国庫からの地域診療情報連携推進費補助金を3,616百万円に変更する。

特別保健福祉事業費勘定予算変更

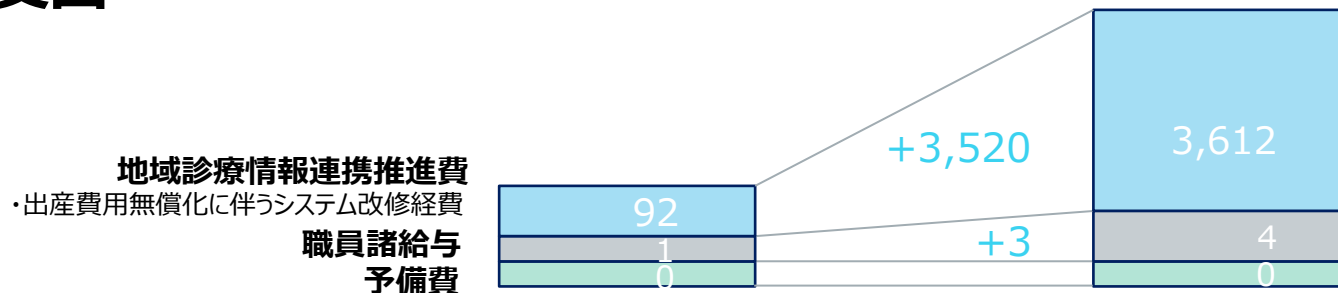
単位：百万円

	令和8事業年度	令和8事業年度変更
収入	93百万円	3,616百万円
支出	93百万円	3,612百万円

収入



支出



【参考】健康保険法等の一部を改正する法律の概要

(厚生労働省資料)

改正の趣旨

持続可能な医療保険制度の実現に向けて、必要な保険給付等の適切な実施と世代間や世代内での負担の公平性の確保を図るため、一部保険外療養の創設、後期高齢者医療における金融所得の保険料等への勘案、出産に係る給付体系の見直し、国民健康保険における子どもに係る均等割保険料等の軽減の拡充等の措置を講ずるほか、医療機関の業務効率化と勤務環境改善の取組等に係る措置を講ずる。

改正の概要

1. より公平な負担の実現、効率的な給付の確保

【健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等】

- ① OTC医薬品との代替性が特に高い薬剤を用いた療養等について、薬剤費の一部を保険給付外とする一部保険外療養を創設する。
- ② 後期高齢者医療において、上場株式の配当等の金融所得を保険料の算定や窓口負担割合等の判定に公平に反映するため、金融所得の支払に係る報告書等（法定調書）を金融機関等がオンラインにより後期高齢者医療広域連合へ提出する義務等を設ける。

2. 出産等の次世代支援や現役世代からの予防・健康づくりの拡充

【健保法、船員保険法、国保法、母子保健法等】

- ① 出産に伴う妊婦の経済的負担を軽減するため、出産の標準的な費用に係る給付体系の見直し等を行う。
- ② 妊婦健診に伴う妊婦の経済的負担を軽減するため、妊婦健診（望ましい基準内）の実施に係る標準額を定める等の環境の整備をするほか、サービス及び費用の見える化を進める。※こども家庭庁所管事項
- ③ 国民健康保険制度において、子どもに係る均等割保険料（税）の5割を軽減する措置の対象を、未就学児から高校生年代まで拡充する。
- ④ 現役世代の予防・健康づくりを強化するため、全国健康保険協会が取り組む保健事業に関する責務を明確化する。

3. 必要な医療の提供の確保

【健保法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、医療法等】

- ① 高額療養費の支給要件等を定める際には、特に長期療養者の家計への影響が適切に考慮されるよう、法律上明確化する。
- ② 業務効率化・勤務環境改善に取り組む医療機関を支援する新たな事業を地域医療介護総合確保基金に設けるほか、計画を作成し業務効率化・勤務環境改善を推進する病院を厚生労働大臣が認定する仕組みを設ける。併せて、医療機関は業務効率化・勤務環境改善に努めるものとする。

4. その他

【健保法、国保法、高確法等】

- ① 全国健康保険協会の平均保険料率の引き下げとあわせ、令和8年度から令和10年度までの時限措置として、全国健康保険協会への国庫補助に係る特例減額の控除額を引き上げる特例措置を講じる。
- ② 国民健康保険組合に対する国庫補助について、一定の場合に、現行の補助率の下限よりも低い補助率を例外的に適用する。
- ③ 国民健康保険の財政安定化基金（本体基金分）について、納付金（保険料）の抑制のための取崩しを認める。 等

このほか、平成19年の雇用保険法等の一部改正法で改正を要した船員保険法第76条第6項について、規定の形式的修正を行う。

施行期日

令和9年4月1日（ただし、2④及び4①は公布日、3①は令和8年8月1日、3②の一部は令和9年1月1日、1①は公布後1年以内に政令で定める日、2①及び②は公布後2年以内に政令で定める日、1②は公布後5年以内に政令で定める日等）

1

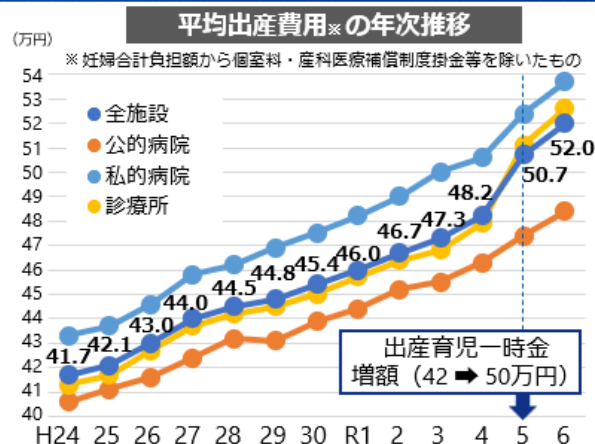
【参考】出産に対する新たな給付体系の導入対応

(厚生労働省資料)

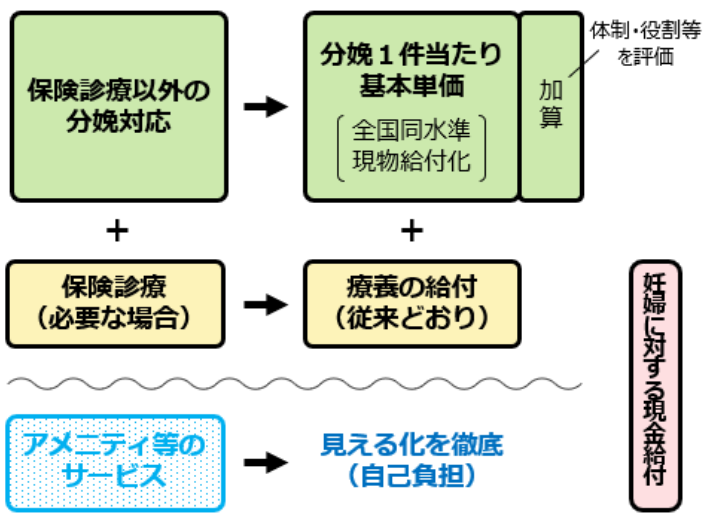
妊娠・出産に対する支援の強化

趣旨・概要

- 出産費用が年々上昇する中、現行の出産育児一時金は、支給額を引き上げても妊婦の負担軽減につながらないという課題があり、妊婦の経済的負担の軽減を図るには、給付方式の見直しが必要。
- ①一次施設をはじめとした地域の周産期医療提供体制の維持
②見える化の徹底による、妊婦自身が納得感を持ってサービスを選択できる環境の整備を実現しつつ、出産の標準的な費用（保険診療以外の分娩対応の費用）に妊婦の自己負担が生じない仕組みとし、保険診療の一部負担金などのその他の費用にも一定の負担軽減が図られるようにする。



新給付の適用施設 (病院・診療所・助産所)



(1) 出産育児一時金に代わる給付方式の導入

1. 分娩1件当たり基本単価の設定 (現物給付化)

保険診療以外の分娩の基本単価を国が設定。
 保険者から施設に直接支給 (現物給付化) し、妊婦に負担が生じないようにする。
 ※ 具体的な給付水準は告示事項。施設の体制・役割等を評価して加算を設定。

2. 全ての妊婦に対する現金給付の導入

1. とは別に、保険診療の一部負担金など出産時の費用負担の軽減を図るため、全ての妊婦に定額の現金給付を行う。※金額は政令事項

3. 新たな給付方式の導入時期

施設の選択により、当分の間、施設単位で現行制度 (出産育児一時金) の適用を受けることも可能とする。
 ※ その他、新制度の対象助産所・助産師を厚生労働大臣が指定・登録する仕組み等を設ける

(2) サービスと費用の関係の見える化の徹底

妊産婦が自身のニーズに応じたサービス (お祝い膳等) を納得感を持って選択できるよう、施設が提供するサービスの内容・費用等に関する情報提供を義務付ける。

○ 併せて、地方交付税措置を講じている妊婦健診についても、「望ましい基準」内の検査の実施に係る標準額の設定や、見える化の推進を図る。5